

介護保険事業者指定等Q & A (抜粋)

(注) このQ & Aは、現時点の検討状況を基に作成したものであり、今後、修正等があり得ることについてご留意いただきたい。

(介護サービス事業者の指定関係)

問1)

介護保険法(平成12年4月1日)施行以前に、既に指定を受けていた事業者については、指定の有効期間の起算日はいつになるのか。

答)

平成12年4月1日とする。

~~~~~

問3)

指定事業者における法第70条第2項第6号に規定する「役員等」はどこまでの範囲を指すのか。

答)

法人である場合は、役員及びその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人が対象となる。

については

A 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

(例 医療法人 医療法第46条の2に規定される役員、社会福祉法人 社会福祉法第36条で規定される役員、株式会社 商法で規定される取締役等、有限会社 有限会社法で規定される社員(有限責任、無限責任の区別はしない。))

B 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、Aの者と同等以上の支配力を法人に対し有する者と認められる者(法人の経営に対する支配力の程度については、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断していただきたい。)

が対象となる。

なお、法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法に規定する管理者が対象となる。

問4)

指定事業者における「その事業者を管理する者その他の政令で定める使用人」の範囲とはどこまでを指すのか。

答)

指定事業所における基準省令上の「管理者」(病院等においては当該病院の管理者)である。

問5)

健康保険法に基づく保険医療機関・保険薬局の指定があったときに、特例として、一定の在宅サービスについて指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされた事業者(介護保険法第71条・72条)及び平成12年法施行時にみなし指定された事業者(介護保険施行法第4条)についても、更新申請の対象となるのか。

答)

介護保険法第71条、第72条及び介護保険施行法第4条の規定により指定があったものとみなされた事業者については、指定の規定が更新についても準用されており改正法第70条の2における指定の更新について適用しないこととする。

したがって、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムにおいても当該事業者における情報の把握、登録は必ずしも必要としないこととする。

ただし、本システム稼働後において、事業所取り消し等が生じた場合は、役員等情報を随時入力することとなるので留意されたい。

問6)

指定取消処分を受けた事業所と同一法人経営の事業所において、介護サービス等について不正又は著しい不当な行為がなくても、指定取消等ができるのか 又新たに、当該法人が、別の事業所で指定居宅サービスの指定申請をした場合には、指定できるのか。

答)

指定居宅サービスの指定が取消された事業所の経営法人が、経営する他の事業所で、指定居宅サービスを行っている場合は、指定居宅サービスについて指定取消等を行うことができる。(法人の役員等が通常同じであるため)

ただし、当該法人が行う指定居宅サービス以外のサービスについては、当該法人又は役員等が、介

護保険サービスに関し不正又は著しい不当な行為をした場合には指定取消等を行うことができる。

指定居宅サービスの指定が取り消された事業所の経営法人が、新たに、別の事業所で指定居宅サービスの指定申請をした場合には、指定をしてはならない。

問7)

指定更新申請について、申請を受け付けた際に指定申請と同様に立ち入り検査を行う必要があるのか。

答)

更新制の導入は、指定事業者の基準の遵守状況等を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期間を設けられたところである。更新申請時には、指定申請と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査を行っていた場合等についてはこの限りではなく、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応されたい。

問8)

平成18年4月1日以降、指定更新をむかえる事業者について、各都道府県における指定更新申請の受付期間に定めはあるのか。

答)

政省令において、特段、規定を設けることはしないが、各都道府県において、指定更新をむかえる事業者に対して、更新手続等に関して周知する等適切に対応していただきたい。

問9)

改正法施行日(平成18年4月1日)前に受けた指定取り消し等の処分が、施行日後、事業者の指定、更新、取消等の欠格事由及び取消要件について適用されるかどうか。

答)

改正介護保険法において、過去5年間の処分等を指定の欠格要件及び取消要件としているが、これは改正法施行以降、適正に介護サービスの提供を行わせることを目的としたものであり、改正法施行日前に受けた処分等は、施行日後の事業者の指定、指定更新及び指定取消等において適用しないこととする予定である。

【指定の更新】

3 基準該当サービス事業者についても指定の更新を行う必要はあるのか。

(答)

基準該当サービスについては、指定居宅サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について市町村がそのサービスを保険給付の対象とすることとしているサービスであるので、そもそも指定という概念も存在しないことから指定の更新も不要である。

4 平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者の指定更新の経過措置、政令附則第7条の解釈について、以下の考えで良いか？

平成13年2月1日指定の場合

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において

応答する日・・・平成20年2月1日

1年を経過する日・・・平成21年1月31日

と解釈し、平成21年1月31日までに更新を受けることになるのか。

(答)

上記の考えでよい。経過措置を定めたものであり、以下の参考のとおり順次更新手続が行われるよう配慮されたい。

なお、平成18年2月ブロック会議資料943頁のQ&A問10において「平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者については、平成20年3月31日までを指定の有効期間とし、それまで更新を行う」という異なった解釈を示していたが、下記参考のとおり修正した上で、対応願いたい。

(参考1) 指定を受けた事業者の指定更新の取扱いについて

平成12年4月1日～平成13年3月31日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から8年間

\* 平成12年4月1日以前に指定を受けた事業者については平成12年4月1日より指定を受けたものとみなす。

平成13年4月1日～平成14年3月31日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から7年間

平成14年4月1日～平成18年3月31日までに指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から6年間

\* ( ~ までの事例が経過措置である。なお、2回目以降の更新は6年ごとに受けることになる )

平成18年4月1日以降に指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から6年間